

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景・趣旨

本市では、平成17年3月に「豊橋市地域福祉計画」、平成23年3月に「第2期豊橋市地域福祉計画」、平成28年3月に「第3期豊橋市地域福祉計画」（以下、「第3期計画」）を策定し、地域福祉を推進することで、子どもから高齢者まで全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らすことを目指し、様々な施策を展開してきました。

しかしながら、団塊の世代の全ての人が75歳以上の後期高齢者になる2025年に向けて引き続き介護基盤の安定化を図っていくことが必要であり、また、子育てに関する不安や負担感、仕事と子育ての両立に係る困難は依然として大きな課題となっています。さらに、社会構造の変化、多様な価値観やライフスタイルの広がり、近所づきあいの希薄化等により、制度の狭間の課題や複合的な課題を抱える世帯等への支援が必要となっており、既存の制度では解決が難しい状況が見られます。

既存の制度では対応が困難な状況に対し、国では、平成29年6月に「地域包括ケアシステム※の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、「社会福祉法※」の一部が改正されました。この改正では、地域福祉計画の策定が努力義務化され、「我が事・丸ごと※」の地域福祉推進の理念や、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

また、令和2年6月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、市町村において地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制と地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する「重層的支援体制整備事業」を行うことができると規定されました。

愛知県においても、平成28年に「あいち健康福祉ビジョン2020」を策定し、健康福祉全般にわたる包括的な視点に立ち、将来の健康福祉のあるべき姿や、ライフステージに応じた切れ目のない施策の方向性が示されました。

こうした状況を踏まえ、本市においても第3期計画の施策を継承・発展し、福祉サービスの充実を進めるとともに、個別の福祉政策だけでは対応が困難な地域生活課題へ対応するため、市全体での包括的な支援体制づくりをはじめとした施策の推進を図り、一人ひとりが地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指し、「第4期豊橋市地域福祉計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ及び計画の期間

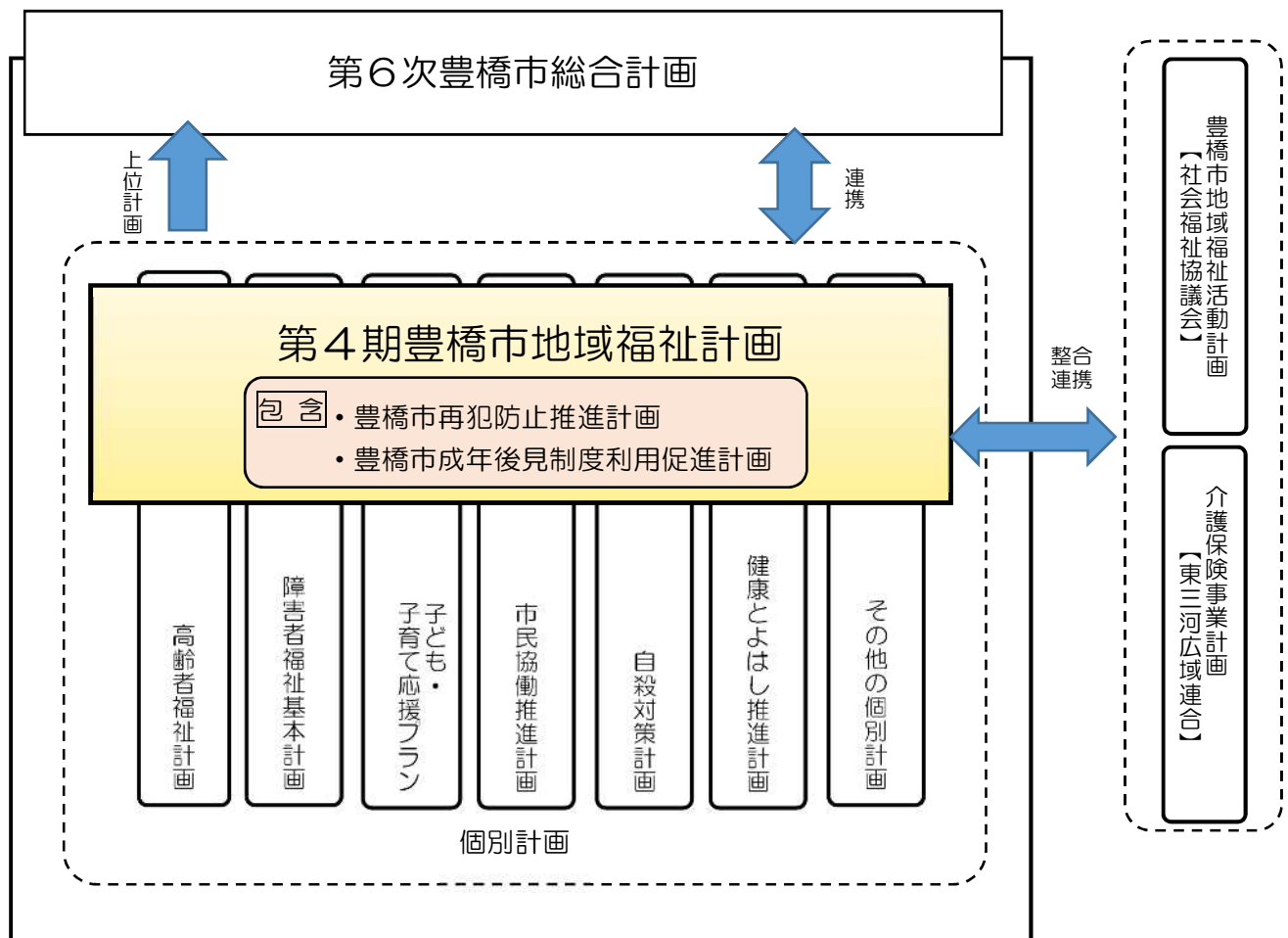
### (1) 計画の位置づけ

本計画は、第3期計画に引き続き、社会福祉法に基づく市町村計画として位置づけます。

また、本計画は豊橋市総合計画を上位計画とし、地域福祉を推進するために必要な施策を体系化するとともに、福祉の各分野において共通して取り組むべき事項や包括的支援体制の整備に関する事項を記載した計画として豊橋市障害者福祉基本計画、豊橋市高齢者福祉計画等の他の個別計画及び豊橋市社会福祉協議会\*が策定する「豊橋市地域福祉活動計画」や東三河広域連合が策定する「介護保険事業計画」との整合・連携を図りながら、施策を推進していきます。

なお、再犯の防止等の推進計画に関する法律第8条における「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を本計画に包含することで、一体的な支援体制の構築を図ります。

【位置づけのイメージ】



(2) 計画の期間

本計画は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間を計画期間とします。

《 計画の期間 》

年度	H28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7~
総合計画	第5次計画基本構想 (平成23年度～令和2年度)					第6次計画基本構想 (令和3年度～令和12年度)				
	第5次計画後期基本計画 (平成28年度～令和2年度)					第6次計画前期基本計画 (令和3年度～令和7年度)				
地域福祉計画	第3期計画 (平成28年度～令和2年度)					第4期計画 (令和3年度～令和7年度)				
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	地域福祉活動計画 (平成27年度～令和2年度)					第2期地域福祉活動計画 (令和3年度～令和7年度)				